

# 緊急事態措置協力支援金(飲食店等)申請について

この協力支援金は、次の対象施設を管理する事業者が対象です。

対象地域	石狩管内（札幌市を含む）、小樽市及び旭川市 <b>以外の地域</b>	
対象施設	飲食店、カラオケ店、結婚式場	
要請内容	1	【営業時間を短縮】 営業時間は5時から20時まで（特措法第24条第9項）
	2	【酒類提供時間を短縮】 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）は11時から19時まで（特措法第24条第9項）
	3	「業種別ガイドライン」を遵守する（特措法第24条第9項）
要請期間	令和3年5月16日（日）～令和3年5月31日（月） <b>※遅くとも、令和3年5月18日（火）からご協力いただく必要があります</b>	
支給金額	●中小企業・個人事業者 <b>1店舗1日当たり</b> の売上高に応じて、 <b>1店舗毎に2.5～7.5万円/日</b> または、 <b>1店舗1日当たり</b> の売上高の減少額に応じて、 <b>1店舗毎に最大20万円/日</b> ●大企業 <b>1店舗1日当たり</b> の売上高の減少額に応じて、 <b>1店舗毎に最大20万円/日</b>	

- ※1 飲食店及び結婚式場については、要請期間の前日（5月15日）時点で、「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設が対象です。
- ※2 従来から午後8時までに閉店している施設は、本支援金の対象外となります。
- ※3 業種別ガイドラインについては、内閣官房のページをご参照ください。  
【URL】<https://corona.go.jp/prevention/>
- ※4 協力開始が5月16日（日）よりも遅れた場合は、ご協力いただいた日数に応じた支援金額となります（例えば、5月17日（月）からご協力いただいた場合は、1日分減額となります）。5月19日（水）以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、一切支給できませんのでご注意ください。
- ※5 店舗ごとの1日当たりの支援金額については、別紙「様式1」の方法で算出します。

【受付期間】 令和3年6月1日(火)～令和3年8月31日(火)まで [消印有効]

【送付先】 〒063-8691 札幌西郵便局 郵便私書箱第28号

緊急事態措置協力支援金（飲食店等） 係 ※住所の記載は不要です。

- ※1 郵便物の到着に係る確認のお問い合わせには対応できませんので、簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。普通郵便でお送りいただいた場合、書類の不着により申請が受け付けられない場合があります。
- ※2 写真や書類のコピー等を同封される場合は、申請者のお名前（法人名、個人事業主名）や施設名（店舗名）を余白や裏面に記載してください。
- ※3 封筒には、切手を貼り付け、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。料金不足の場合には、返送させていただきます。

電子申請については準備が整い次第、北海道や倶知安商工会議所のホームページでお知らせ致します。

# 申請書類について

## 1 申請書（様式1）

支給金額の算定にあたっては、飲食部門の売上高（消費税及び地方消費税を除く）を記載いただきます。振込口座については、必ず申請者名義の口座をご指定ください。法人の場合は当該法人名義の口座に限ります。

## 2 誓約書（様式2）

本支援金の申請にあたって誓約いただく事項を必ずご確認ください。

## 3 売上高及び営業実態が確認できるもの

### ○【法人・個人事業者共通】

1日当たりの売上高を算出した年（2019年又は2020年）の5月の売上台帳等の帳簿の写し（申請を行う全ての施設分）及び直近の確定申告書「別表一」（個人にあつては、「第一表」）の写し（收受印が押印されたものに限る。電子申告の場合は、電子申告の受信通知を別途添付）※中小企業の店舗で、1日当たりの売上高が一定額以下の場合は、売上高に関する書類の提出は不要です（詳細は申請書にてご確認ください）。この場合、当該施設の1日当たりの支援金額は、「売上高方式」の下限額（2.5万円）となります。この場合でも、営業実態の確認のため、直近の確定申告書の写しはご提出いただきます。※売上高が明確に確認できる書類を提出できない場合は、各算出方式の下限額で当該施設の支援金額が算出されます。この場合でも、営業実態の確認のため、直近の確定申告書の写しはご提出いただきます。※申請を行う全ての施設分が必要です。また、年月・事業者名・店舗名・月の売上合計・事業別の売上（複数事業を営んでいる場合のみ）が記載されたものをご提出ください。※売上高減少額方式により算出される場合には、2021年5月の売上台帳等の帳簿の写しも必要です。

### ○【法人の場合】

- ① 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し（「別表一」の写し。なお、收受印が押印されたものに限る。電子申告の場合は、電子申告の受信通知を別途添付）
- ② 法人事業概況説明書（月別売上高）の写し
- ③ 履歴事項全部証明書の写し

### ○【個人事業者の場合】

- ① 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し（「第一表」の写し。なお、收受印が押印されたものに限る。電子申告の場合は、電子申告の受信通知を別途添付。個人番号を塗りつぶしたもの）
- ② 青色申告決算書（月別売上高）の写し／白色申告収支内訳書の写し ※收受印がない、受付日時が印字されていない場合は「納税証明書（その2）所得金額用」もあわせてご提出ください。（個人事業者のみ）

## 4 営業に必要な許可を取得していることが分かるもの（申請を行う全ての施設分）

- 飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の写し ※営業許可証に記載された名義が申請者と異なる場合、申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください（住民票の写しなど）

## 5 業種・業態・従前の営業時間が確認できるもの（申請を行う全ての施設分）

- 施設の宣伝チラシ、ホームページ、SNS画面、外観（社名や施設名入り）及び内観の様子が分かる写真、飲食店情報サイト、雑誌の写しなど
- 料理や飲み物を提供していることが分かるメニューの写し、写真など

## 6 要請に応じていただいたことが分かるもの（申請を行う全ての施設分）

- 要請期間中に営業時間の短縮や酒類提供時間の短縮（酒類の提供のある施設のみ）等の取組を行ったことが分かる施設での告知チラシ、掲示物、店舗のホームページ、SNS画面、DMの写しなど

## 7 口座振替を希望する口座の通帳の写し

口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名が分かるページの写し※令和2年「北海道休業協力・感染リスク低減支援金」又は令和2年「北海道経営持続化臨時特別支援金」を受給された方は省略することができます。※省略する場合、上記支援金通知書の写しを提出してください。

## 8 本人確認書類の写し（個人事業者のみ）

運転免許証、保険証等のいずれかの写し ※現住所等が裏面に記載されている場合は、裏面の写しもお願いします。